

『新修鷹経』の構成

— 「鷹賦」との関係 —

秋吉 正博

はじめに

筆者は先に日本最初の鷹書と伝えられる『新修鷹経』の史的位置について論じた^①。『新修鷹経』は、嵯峨天皇の時代に主鷹司から鷹飼を割いて蔵人所鷹飼を成立させるため、養鷹技術の統一基準とすべく編纂され、主鷹司に下賜されたものであると位置づけた。このような『新修鷹経』の位置づけは『新修鷹経』の内容と如何に関係しているのだろうか。本稿では『新修鷹経』編纂の一端を探究して、『新修鷹経』の構成の特徴を考えてみたい。

一 『新修鷹経』に関する諸見解

現在我々が容易に目にする『新修鷹経』は、続群書類従完成会によって刊行された群書類従の鷹部に収められている。行論の便宜上、続群書類従完成会刊行の群書類従鷹部所収の『新修鷹経』（以下、群書本『新修鷹経』と称する）を基本的な文献として扱う^②。

従来、『新修鷹経』の研究においては、巻末の連署の記載をめぐって考

証が進められてきた。従来の見解を振り返る前に、群書本『新修鷹経』の巻末連署を掲げておく。

弘仁九年五月廿二日

賜奉正從六位下兼行備前権掾勲六等巨勢朝臣馬垂正七位上行令史兼美作大目上野公祖継等

中納言兼左近衛大将從三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣

参議左衛門督從四位下兼守右大弁行近江守良峯朝臣安世

從四位下行越前守勲五等大野朝臣直雄

從四位下行美濃權守安倍朝臣易笠

右兵衛督從四位下安倍朝臣雄能麿

右近衛中将從四位下兼行左中弁越前權守白示久迷

『新修鷹経』の巻末連署を手がかりに『新修鷹経』の編纂について言及している見解を紹介する。江戸時代の儒医・文筆家黒川道祐（一六二二？—一六九一）、国学者伴信友（一七七三—一八四六）、明治・大正・昭和時代の歴史学・文献学研究者和田英松（一八六五—一九三七）、大正・昭和時代の国文学・有職故実研究者福井久蔵（一八六七—一九五二）、大

正・昭和時代の古代史研究者岩橋小弥太（一八八五—一九七八）が『新修鷹経』の編纂についての考証を試みている。以上の黒川道祐から岩橋小弥太まで各人の見解で中心的な論点となつてゐるのは、『新修鷹経』の著者、もしくは編纂者が誰なのかということである。そのような視点から論者各人の見解を簡単にまとめてみる。

- ・ 黒川道祐……………閑院冬嗣著作説を唱える。
- ・ 伴信友……………嵯峨天皇著作説を唱える。
- ・ 和田英松……………隋唐帝王著作説を唱える。

・ 福井久蔵……………隋唐帝王著作説、嵯峨天皇著作説を紹介する。

・ 岩橋小弥太……………嵯峨天皇著作説を紹介する。

黒川から岩橋までのすべての論者が群書本『新修鷹経』と同じ系統の写本を調査して見解を述べているのではないことに注意が必要である。次に、論者の見解を時代の最も古い黒川道祐から順に見ていこう。

黒川はその随筆集「遠碧軒記」に、

○新修鷹経上下二冊、閑院冬嗣の作なり。

○鷹経の奥書に巨勢野足と見ゑ候、弘仁九年とあり。されども七年に薨ずとあれば、この奥書は偽書歟。中納言兼左近衛大将従三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣、参議左衛門督従四位上右大弁近江守良峯安世、この外は殿上人也。上の官位は公卿補任にもこの通りなり、野足は鷹井犬をこのまると云事旧記にあり。

と指摘している。黒川道祐の閑院冬嗣著作説は道祐独自の説であろう。また、道祐のいう巨勢野足は群書本『新修鷹経』の巻末連署に見えない。道祐の手許にあった写本にはそのような記載を含んでいたのかもしれないが、巨勢野足を記した写本を発見しない限り何とも言い難い。現在のところ、黒川道祐の閑院冬嗣著作説は何ら根拠を見出せないもので省いておく。

残つた説は嵯峨天皇著作説と隋唐帝王著作説である。まず、嵯峨天皇著作説の立場に立つ伴信友の所説である。

伴は自著『比古婆衣』に、

新修鷹経は嵯峨天皇の御製なるを、いまだ其の由を記せるものを見ず。さて其の御製なる由は、まづ其の御序に夫鷹者俊鳥也云々、（中略）帝この道を翫好ませ給へるによりて漢国の鷹経どもに抛らせ給ひ「御序文の中に見えたり」、又その道の人にも正し合せて大みづから此の書を撰びたまへるなり。さはあれど、かゝるはしたなきことをあらはに御製なりと申すべきにあらざれば、次に「一段引はなちて」、別当をはじめ名署し給へる君たちは、もとより鷹所の曹司に預り給へるによりて此の書を下し賜ひ、主鷹司の用に備ふべく勅せさせ給へるを、弘仁九年五月廿二日賜自内裏と記して下されたるを「嵯峨野物語に、此の鷹経を天下に弘行せらると記されたるはいか、そのかみ凡人の鷹狩する事は禁め給へる事格文どもに見えたり」、正馬垂、令史祖継等の奉れる由をものせるなり「専ら其の職掌に関する文書には、主官の名を除きて分官の名のみ書く例多し。こゝも其の例に書けるなり」。

と論じて嵯峨天皇の「御製」であることを証明しようとした。

しかし、この「御製」説に異を唱えた人物がいた。和田英松は皇室関係の書籍について解題する『御撰解題』に伴信友の説を取り上げ、

比古婆衣に、この署名の人々の官位をば、日本後紀以下の諸書に徴して、正確なるよしを考証し、以て之を御撰としたり。げに文章の古雅なる後人の編著ならぬ事は論なく、且つ序文にも、「朕内閣写本は僕とあり毎因務隙不廢翫好」とあれば、御撰なるが如し。されど、宇多天皇の御代、漢籍の現存せるものを録したる日本見在書目録に、「新修鷹経三卷」とありて、巻数さへ同じければ、隋唐時代の著書なるべく、且つ、其内容を検するに、我国に関するものなければ、之を嵯峨天皇の御撰とせんはいかゞあるべき、殊にこの書の事は、

嵯峨物語に、新修鷹経も、弘仁に鷹所に出されたる文なり云々、また嵯峨天皇ことに、好ませ給ひたりとて、弘仁九年に、新修鷹経を鷹所へ出さる、別当親王大臣連署して、是を天下に弘行せら

る。

と記して、天皇の御撰なるよしの明文なければ、唐より渡来せしものを、鷹所に下附せられしにはあらざるか、序文に朕云々とあれば、隋唐の帝王の著はされしものにもあるべし。

と批判する。『新修鷹経』の著者、編纂者については、伴の嵯峨天皇著作説と和田の隋唐帝王著作説が代表的な説である。

福井久蔵は「新校群書類従第十五巻解題 鷹部」で『新修鷹経』の解題を試みて、

尚この書の撰者に就きて、伴友は古來說を立てたものはないが、嵯峨天皇は深くこの道を好ませられたから、漢国の鷹経などに拠つて欽撰あらせられ、またその道の人にも示して意見を求めさせられたものであらう。唯田胤などの事は帝道に關繫ないことであるから、御製と銘をうつてないと云つてゐる。これに対し和田英松氏は皇室御撰解題の中に（中略）と論じてゐられる。

氏のこの考は頗る傾聴すべき説である。但し新唐書の文芸志などに見えてゐる書名と同じやうな名をつけて我邦に撰んだ歌書もあれば、書名も巻数も彼に則つて我邦で改作しないとも限られない。秘閣から出されても欽撰か、舶載せるものか、そこも明瞭に誌されたものがない。彼国の帝王の著作に如上の書があつたか否か、吾人は彼国の書史に暗いから断言することが出来ぬ。よつて両説を挙げて置く。尚後考を疎すべきものか。

と述べているが、両説の紹介に終始した。福井が「尚後考を疎すべきものか」と記して『新修鷹経』の考証を保留したように、伴信友の嵯峨天皇著作説と和田英松の隋唐帝王著作説の両説は確かな証拠を欠いていたにもかかわらず、今なお再検討に値する。

岩橋小弥太は『群書解題』で鷹部を担当し、『新修鷹経』の解題に、

旧唐書経籍志、新唐書芸文志に「鷹経一卷」が著録せられている。その書に倣つて御撰あらせられたから、新修の二字を冠せられたのである。

ろうという。

と述べている。岩橋は伝聞か、参照の形で嵯峨天皇著作説を紹介しているが、何を参照したのかは定かでない、伴信友の論考と異なる何かを参照したようである。岩橋以前に「旧唐書経籍志、新唐書芸文志」の「鷹経一卷」を見つけて指摘した論者は明らかではない。唐代の著作で著者名の明らかになっていない「鷹経一卷」があつたことを確認しておくにとどめた。

このように、著者、編纂者の問題は小さくない不確定要素を内包しているが、著者、編纂者が誰かという問題の前に、そのことに関連して巻末連署の解釈の問題がある。

伴信友は『比古婆衣』の中で、巻末連署の前に書かれている年月日「弘仁九年五月廿二日」と、次に改行して続く「賜拳正從六位下兼行備前權掾勳六等巨勢朝臣馬垂正七位上行令史兼美作大目上野公祖継等」についての考証を加えた。「賜拳」の二文字の意味が通じないので誤脱があると考え、「水戸御本」等を参照して補い、「賜自内裏奉」の誤写であると指摘している。そして、「賜自内裏」に続く「奉」の字は本来なら改行して「奉正從六位下云々」と主鷹正の署名の上書き、主鷹正の馬垂と主鷹令史の祖継等が『新修鷹経』を奉ることを意味すると推定した。また、巻末連署の人々は「鷹所の曹司に預り給へる」人々であり、『新修鷹経』が「内裏」より「主鷹司」に下賜された時にその間に立ったと解釈して整合性を保つのである。

和田英松の場合、『新修鷹経』の著者については伴信友と異なる意見を披露しているが、巻末連署の解釈については『嵯峨野物語』の「鷹所へ出さる」云々の文章を援引して伴信友の見解に賛同している。

近世・近代の『新修鷹経』に関する諸見解を振り返ってみたが、著者、編纂者は誰かという問題、またそれに関連して巻末連署の解釈の問題が論点となっていたことを確認した。

次に、時代を遡って古代・中世における『新修鷹経』の位置づけを整理

しておきたい。

『日本国見在書目録』⁽⁸⁾五行家に「新修鷹経三」とある。「三」は写本の他の箇所の記事方法から推せば、「卷」が省略されていると考えられ、本来は「新修鷹経三卷」を意味する。目録研究史上、『日本国見在書目録』は国内に存在する漢籍の書名を集成し分類した目録であると位置づけられている。それを考慮に入れる限り、『日本国見在書目録』所載の書物は国内で書かれたものではないが、国書が漢籍と間違えられているものは他にもあるため、必ずしも「新修鷹経三」を漢籍とみなすことはできないだろう。「新修鷹経三」の三巻構成が群書本『新修鷹経』の上・中・下の三部構成と同じであることも参考になる。

『嵯峨野物語』(至徳三年十一月七日。群書類従第十九輯、鷹部、四七四頁)に「桓武天皇嵯峨天皇など、上古には御このみあり。今新修鷹経も弘仁に鷹所に出されたる文也」とある。また、『嵯峨野物語』(追加部分。群書類従第十九輯、鷹部、四七五頁)に「又嵯峨天皇ことにこのませ給いけるとて、弘仁二年に新修鷹経を鷹所へ出さる。別当親王大臣連署して、是を天下に弘行せらる」とある。この記述では年号「弘仁二年」および下賜先「鷹所」の異同や「天下に弘行せらる」の部分を除き、「別当親王大臣連署して」云々の箇所が群書本『新修鷹経』巻末連署と類似した内容である。

『養鷹記』(群書類従第十九輯、鷹部、四八四頁)は越前国の戦国大名朝倉氏の名を記しているから戦国時代の著作である。本文に「嵯峨天皇弘仁二年以新修鷹経施行海内」と記して『新修鷹経』の弘仁二年施行を説き、『嵯峨野物語』と同様の意味を示している。

『鷹秘抄』上巻(統群書類従第十九輯中、鷹部、三一〇頁)に「新修鷹経者余病余灸所注、今秦皇文のごとくば、一葉をもてあまたの病をれうぢ、きうしよのすくなきをもてそのせん有故に、その方が一を記申」とあるように、『新修鷹経』の「余病余灸所注」すなわち巻下の「療治」の特徴を述べている。「秦皇文」とは他の箇所(同、三〇四頁)に「秦皇の秘

書のごとくば」云々と出てくる「秦皇の秘書」と同じものであろう。

『鷹経弁疑論』(統群書類従第十九輯中、鷹部)は『新修鷹経』の注釈書であるが、『新修鷹経』がいつ誰によって編纂されたものかについては述べていない。

『蒙求臂鷹往来』(統群書類従第十三輯下、消息部、一二二八頁)は室町時代の往来物であり、「鷹経一卷」円忠自筆、同和裏書加註と記されている。また、「鷹経者、円忠自筆也、和漢放鷹之至要、帰此経歟、和点甚為秘事之上、裏書極意也、此等者閩外不出之書、雖未許他一藹、貴辺逸器用之功誉、豈為軽哉」とあるように、「鷹経」は漢文体で書かれ、「鷹経」への「和点」の付け方は「秘事」であった。しかも、「鷹経」等の鷹書が「閩外不出之書」(門外不出の書物)と位置づけられていたという。「和漢放鷹之至要」という表現に注目すると、「鷹経」が日本と中国にわたる種の普遍性を備えていると認識されていたのであろう。また、この『蒙求臂鷹往来』には「述鷹経全軸義理弁疑」作頼房べる「弁疑論三卷」作頼房の説明がある。「弁疑論三卷」作頼房は『新修鷹経』の注釈書『鷹経弁疑論』のことを指している。「弁疑論三卷」作頼房と「鷹経」との関係から、「鷹経」が『新修鷹経』と同じものであったと判明する。しかし、肝心の「鷹経」の編纂者や編纂時期について説明していないのである。

『嵯峨野物語』、『養鷹記』によると、『新修鷹経』は嵯峨天皇の時代、「弘仁二年」に「鷹所」に出されたものであり、また別当親王大臣の連署によって「海内」に施行され、あるいは「天下に弘行」されたものであるという。このように施行年代の記載には違いが認められるものの、『新修鷹経』は嵯峨天皇時代に広く天下に施行されたと長らく伝えられてきた。

それは伝承の世界に限られ、群書本『新修鷹経』の巻末連署には「海内」に「施行」されたという記載や、「天下に弘行」されたという記載はなく、嵯峨天皇が弘仁九年に主鷹司官人等に下賜したと記載されている。下賜の文言の後に親王以下が連署しているが、それが「海内」に「施行」したり、「天下に弘行」するという意味を示しているわけではないだろう。伴

信友や和田英松のように、親王以下とは嵯峨天皇が主鷹司官人に『新修鷹経』を下賜する際にその間に立った人々であると考えるほかはない。

主鷹司への『新修鷹経』下賜の時期については、『新修鷹経』の巻末連署を根拠とすることは論をまたないであろう。巻末連署と本文との関係について否定する積極的な証拠を持たない以上、ここでは巻末連署の記載を限定的に認めるべきである。

このように『新修鷹経』が嵯峨天皇の時代に主鷹司に下賜された書物であるとしても、依然として『新修鷹経』が中国で編纂されたものか、あるいは日本で編纂されたものかについてはつまびらかではない。また、たとえ日本で編纂されたと仮定しても、編纂主体が嵯峨天皇自身であるか、連署の親王以下の者たちであるかについては判断しかねる。序文には「朕」（もしくは「僕」という表現が書かれているので、この部分に着目すると、個人的な著作物と解される余地もあるが、本文中に複数編纂者であるか、あるいは個人著者であるかを証明する記載は含まれていなかった。また、中世の鷹書等や近世・近代の論者においても、その点を明確に記述していないのである。

二 『新修鷹経』所引「鷹賦」の特質

従来の研究がいわば手詰まりであるため、従来の研究と異なる別の方面から『新修鷹経』編纂の問題を考えていくことを提案する。『新修鷹経』に関する諸見解では特に指摘しているものはないが、『新修鷹経』に若干の字句を引用されている「鷹賦」に注目してみたい。

ここでいう「鷹賦」とは鷹および放鷹をテーマとした賦である。賦は中国の漢代以降に流行した文章形式であり、漢代から時代を下るにつれて次第に対句を多用するようになった。現代に「鷹賦」として伝えられているものはごく少ない。唐代の類書である『芸文類聚』⁹⁾や『初学記』¹⁰⁾に引かれた三編の「鷹賦」の作者は孫楚、傅玄、魏彦深の三人である。宋代の類

書『太平御覧』に引用されている「鷹賦」の代表例は孫楚と魏彦深の二編であり、この二編はそれぞれ『芸文類聚』、『初学記』に引用されているものと同じである。三編いずれの「鷹賦」も殆ど対句によって構成されている。

まず、『新修鷹経』と三編の「鷹賦」の出典関係を整理する。

(一) 「孫楚之賦」「晋孫楚鷹賦」

『新修鷹経』巻上の「形相」に「孫楚之賦、贊其形状」とある。

『新修鷹経』巻上の「凡髀者……」に「故孫楚鷹賦曰、足若雙枯」とある。

『新修鷹経』巻上の「孫楚鷹賦」の表現「足若雙枯」は、『芸文類聚』巻九十一鳥部中・鷹の「晋孫楚鷹賦」の表現「足若雙枯」と共通する。

(二) 「傅玄」の「鷹賦」

『新修鷹経』巻上の「凡毛者、欲剛密鮮淨、故傅玄蜀都賦曰、青體素羽取其淨、又、鷹賦曰、頸翻二六、機速體輕」とある。

後者の「鷹賦」は「傅玄蜀都賦」の文句に続けて掲載されており、同じ「傅玄」の作品「鷹賦」を指しているとみてよい。

「傅玄」の「鷹賦」の一部分が『芸文類聚』巻九十一鳥部中・鷹に「晋傅玄鷹賦」という題で引用されている。『芸文類聚』の引用に含まれる「勁翻二六、機速體輕」という表現は、『新修鷹経』巻上の引用「頸翻二六、機速體輕」と通じ合う。「頸」と「勁」の若干の違いがある。

(三) 「魏収之経」

『新修鷹経』巻上の「形相」に「魏収之経、述其體例」とある。

『新修鷹経』巻中の「調養」に「魏収曰、察之為易、調之実難」とある。

『新修鷹経』巻下の「療治」に「後周魏収、近而略述」とある。『新修鷹経』巻中の「調養」に「魏収曰、察之為易、調之実難」と見えるが、同じ表現が「隋魏彦深鷹賦」に存在する。「隋魏彦深鷹賦」は『初学記』巻三十、鷹第四に収められており、最もまとまった形で伝わる「鷹

賦』である。『新修鷹経』では「晋孫楚鷹賦」と「傅玄」の「鷹賦」を引用しているのに対して、「隋魏彦深鷹賦」という題のものを引用していない。これは腑に落ちない。

『新修鷹経』ではなぜ「隋魏彦深鷹賦」と同じ「察之為易、調之実難」を「隋魏彦深鷹賦」からの引用として引いていないのか、このことは言い換えれば、なぜ「察之為易、調之実難」の出典を「隋魏彦深鷹賦」と記さず、「魏収之経」と記しているのかということになるが、こうした疑問に対して考え得ることは二つある。語句の同一、形相・調養・療治にわたる内容、他の「鷹賦」引用との関係という点から、一つは「隋魏彦深鷹賦」を誤解して「魏収之経」と称したという考え方である。もう一つは「隋魏彦深鷹賦」とは別に「魏収之経」という書物があり、そこに「隋魏彦深鷹賦」を引用していたという考え方である。

「隋魏彦深鷹賦」は唐代初期の『初学記』や宋代の『太平御覧』などの類書に引用されているほどであった。藤原佐世撰『日本国見在書目録』を参照すると、『日本国見在書目録』の「卅 雑家」に「芸文類聚百」と「初学記三十撰^{徐堅}」を載せているように、九世紀の日本に『初学記』、『芸文類聚』などの類書が存在していたことは明らかである。『日本国見在書目録』の現存の写本は小長谷惠吉氏によって略抄本と推定された。現存していない原本の成り立ちについては、九世紀半ばの冷然院火災の後、九世紀末頃に日本に所在した漢籍の書名をまとめたということである。

九世紀の日本の状況から見れば、『新修鷹経』編纂者は『初学記』、『芸文類聚』を参照して(一)の孫楚鷹賦、(二)の傅玄鷹賦の句を引用した可能性が高い。また、『初学記』、『芸文類聚』所載の「鷹賦」の中では『初学記』所載の「隋魏彦深鷹賦」が最もまとまった形のものである。『新修鷹経』では孫楚鷹賦、傅玄鷹賦を引用しているにもかかわらず、「隋魏彦深鷹賦」を引用していないとしたら、これは不自然である。そのように考えると、『新修鷹経』編纂者が『初学記』所載の「隋魏彦深鷹賦」を見ない可能性は低いといわざるをえない。二つの考え方のうち、前者の

「隋魏彦深鷹賦」作者に対する誤解という考え方が説得力を持っている。

(一)～(三)の「鷹賦」は、このように『芸文類聚』、『初学記』などの唐代の類書に収載されている。『新修鷹経』編纂者は『芸文類聚』、『初学記』などの唐代の類書を参照して「鷹賦」の字句を引用していると考えてよい。

しかし、(三)の「魏収之経」が「隋魏彦深鷹賦」と関係しているというにはまだ疑問が残っている。それは「魏収」と「魏彦深」が別人であることから生まれたのである。

『新修鷹経』巻下の「後周魏収」については、同姓同名の魏収が北斉の官人、文人として存在した。『隋書』¹²巻三十五志第三十経籍四集に「北斉尚書僕射魏収集六十八卷」とあるように、北斉の官人、漢詩集の作者としてその名が知られる。この「北斉尚書僕射魏収」が「後周」に仕えた事実はなく、また隋の官人となることもなく、北斉の官人のまま没したのであるから、『新修鷹経』に「後周魏収」と記されていることは甚だ不思議である。北斉の官人の魏収ではなく、同姓同名の魏収が後周に仕えていたと予想することもできなくはないが、その予想を裏付ける記事を『周書』、『北史』などに確認することはできなかった。

『新修鷹経』編纂者が「隋魏彦深」を「北斉尚書僕射魏収」と同一人物であると解したとすれば、それはどのような手がかりによるのであろうか。同じ『隋書』に「著作郎魏彦深集三卷」の書名が見えているように、「魏彦深」が隋の官人、漢詩集の作者として載っている。「魏収」と「魏彦深」とは別人であるが、同郷の同族である。また、この二人の間には史書の編纂をめぐって抜き差しならない因縁があった。

『隋書』巻五十八列伝第二十三の「魏澹」によると、「魏澹字彦深、鉅鹿下曲陽人也」とある。「魏彦深」の「彦深」とは魏澹の字である。魏澹は「文学」に秀で、「世稱其博物」という評判の博識であり、北斉博陵王洸、琅邪王儼、周武帝平斉、隋高祖と奉仕先を変えた。これを王朝名に言い換えると、「魏彦深」こと魏澹の奉仕先は北朝の歴代王朝である北斉↓後周

↓隋と変わっている。

隋の高祖が魏収撰の『魏書』（『魏史』、『後魏書』とも称される）の曲筆を改める必要性を感じ、魏澹に対して別に「魏史」を編纂するように命じた。魏澹はよくそれに応えて紀十二卷、列伝七十八卷、史論及び例一卷、目録一卷の合計九十二卷からなる『魏書』を完成させた。

列伝の逸話を証拠立てるものは『隋書』卷三十三志第二十八経籍二史に、

後魏書一百三十卷後齊僕射魏収撰

後魏書一百卷著作郎魏彦深撰

と記されており、二つの『後魏書』が並んでいる。ここに見える『後魏書』は『魏書』の別名である。このように、『後魏書』は魏収撰以外に魏彦深撰があつたという。現在伝わる『後魏書』は魏収撰のものしかなく、魏彦深撰のものは散逸してしまつた。

ところで、『後魏書』が二種類あることは九世紀の日本にどのように伝わっていたのであろうか。この点については、藤原佐世撰『日本国見在書目録』を調べてみよう。『日本国見在書目録』の「十一 正史家」に、

後魏書百卷隋著作郎魏彦撰

とあるが、その脇に次のような注がついている。

右経籍志所載数也。而本朝見在書収魏彦相雜纒六十卷也。其余未知所在。今為待後來全載本数。

この注の含意は容易につかめる。『日本国見在書目録』に載せる『後魏書』の巻数では百巻と記されているが、「経籍志」（隋書経籍志）の記載に従つたものである。実は「本朝」（日本）にはわずかに六十巻しか存在しておらず、他の四十巻の所在は未だ知らない。後代に百巻の完本が中国から伝来するであろうと期待して、今は『後魏書』本来の全巻数を載せたという。しかも、六十巻残るばかりの『後魏書』は「魏彦」の撰であると記している。魏収撰『後魏書』については何も触れていないし、魏収撰を想定して「魏彦撰」に言及しているのでもないようである。『日本国見在書目録』で

は魏収撰『後魏書』の影すらうかがえず、「魏彦撰」だけを認識していること、またそれも「魏彦」という誤つた姓名で理解されており、「魏彦深」という正確な姓と字を記されていないことに留意したい。

これは『日本国見在書目録』撰者藤原佐世個人の認識不足として片付けられるわけにはいかない問題である。少なくとも九世紀末段階では、『後魏書』が「魏彦撰」であり、撰者が魏彦深という正確な姓と字で認識されていないこと、それとは別の魏収撰『後魏書』を認識していないことが分かる。北齊の魏収撰『後魏書』編纂をめぐる事情や、魏収と魏澹（魏彦深）が同郷の同族であることを知らなかった者が『新修鷹経』編纂に携わっていたのだろう。

このような九世紀末頃の日本における『後魏書』撰者に対する理解の乏しさを踏まえると、『新修鷹経』編纂者は「隋魏彦深」の「彦深」が北齊・後周・隋三王朝に仕えた魏澹の字であることを認識せず、魏収の字であると誤解し、「隋魏彦深」と北齊の魏収という二人が同一人物であると捉えていたと考えられる。『新修鷹経』編纂者は『後魏書』の撰修にまつわる魏収と魏澹のエピソードを正確に認知していなかったようである。

『新修鷹経』編纂者は北齊の魏収と「隋魏彦深」との間隙を埋めるために、北朝の歴代王朝である北齊↓後周↓隋という変遷を念頭に置いて、ちやうど中間にあたる後周の時代に「魏収」なる人物を想定したのではなからうか。この混同は二人がほぼ同時代に生き、全く同じような文人的な位置づけにあり、同じタイトルの別々の史書の編纂事業に従事していたために起こつた誤解である。

「隋魏彦深鷹賦」を「魏収之経」と記した理由を以上のように考えてみた。『新修鷹経』編纂者は北齊の魏収と「隋魏彦深」との間の事情についてあまり詳しくないということが明らかになった。このことは『新修鷹経』が中国で編纂されたものではなく、日本で編纂されたものである可能性が高いことを示唆する。

これは結局どちらの可能性がより高いかという話であり、決定的な証拠

を欠いている。以上の推定を補うため、次の問いを提起する。「魏収之経」をめぐる問題は『新修鷹経』編纂の別の問題に関係している。『新修鷹経』ではあえて「隋魏彦深鷹賦」を「魏収之経」と称しているとするなら、なぜ「賦」ではなく、「経」であるのかということに注目する必要がある。

三 『新修鷹経』と「鷹賦」の構成

『新修鷹経』ではあえて「隋魏彦深鷹賦」を「魏収之経」と称していることになるが、この点を探究するにあたって、群書本『新修鷹経』の構成と「鷹賦」の構成を比較検討して両者の関係を明らかにしたい。両者の比較検討は『新修鷹経』がどこで編纂されたのかを証明するには弱い。この比較検討を通じて両者の構成に共通する要素を見つけることができる。『新修鷹経』が「鷹賦」の圧倒的な影響を受けて編纂された証明になり、「魏収之経」と称した理由につながると予想することができる。

さて、群書本『新修鷹経』では「隋魏彦深鷹賦」を「鷹賦」と記載せず、「魏収之経」と記載しているわけである。群書本『新修鷹経』巻上の「形相」に「孫楚之賦、贊其形状、魏収之経、述其體例」とあるように、対句表現で紹介されているため、「孫楚之賦」に対して「魏収之経」と記したにすぎないと反論する向きもあるだろう。

しかし、「魏収之経」を単なる対句表現としての意味合いだけでこのように書いたとはできない。『新修鷹経』所引の「魏収之経」と共通した句を含んでいる『初学記』所引の「隋魏彦深鷹賦」の本文を読むと、その本文の内容から共通の要素を引き出せると思う。

次に実際の「隋魏彦深鷹賦」を掲げる。

(一) 「隋魏彦深鷹賦」(『初学記』卷三十、鷹第四)

唯茲禽之化育、実鐘山之所生。資金方之猛氣、擅火德之炎精。何虞者之多端、運横羅以羈束。綴輕絲於雙臉、結長皮於兩足。飛不遂於本情、食不充於所欲。逸翰由而暫斂、雄心為之自局。若乃貌非一種、相

乃多途。指重十字、尾貴合盧。立如植木、望似愁胡。觜同利劍、脚等荊枯。亦有白如散花、赤如點血。大文若錦、細斑似纈。眼類明珠、毛猶霜雪。身重若金、爪剛如鐵。或復頂平似削、頭円如卵。臆闊頸長、筋粗脛短。翅厚羽勁、髀寬肉緩。求之善用、俱為絶伴。或似鶉頭、或似鴉首。赤睛黃足、細骨小肘。懶而易驚、姦而難誘。住不可呼、飛不可及。若斯之輩、不如勿有。若夫疾食速消、此則有命。免頸猴立、是為無病。厠門忌大、結肚惡軟。縑不欲絶、背不宜喘。生於窟者則好伏、巢於水者則常立。雙髀長者則起遲、六翮短者則飛急。毛衣屢改、厥色無常。寅生酉就、總號為黃。二周作鵠、千日成蒼。雖曰排虚、性殊衆鳥。雌則體大、雄則形小。遇犬則驚猜、得人則馴擾。養雖則少病、野羅則多巧。察之為易、調之實難。格必高迥、屋必華寬。薑以取熱、酒以排寒。韓須温煖、肉不陳乾。近之令狎、静之使安。晝不離手、夜便火宿。微加其毛、少減其肉。肌羸腸瘦、心和性熟。念絶雲霄、志在馳逐。

以上に掲げた「隋魏彦深鷹賦」を『新修鷹経』の序+形相+調養+療治という構成に倣って区分してみよう。区分ごとの最初の句と最後の句は次の通りである。

序……「唯茲禽之化育」～「雄心為之自局」

形相……「若乃貌非一種」～「雄則形小」

調養……「遇犬則驚猜」～「屋必華寬」

療治……「薑以取熱」～「志在馳逐」

試みに区分したが、「隋魏彦深鷹賦」は序+形相+調養+療治という構成で区分することが可能であり、『新修鷹経』と同じ構成であることが判明した。区分それぞれの分量はどうかといえ、形相の部分が比較的長く、序、調養、療治の部分は短い。

「隋魏彦深鷹賦」の構成が『新修鷹経』の構成と共通することを指摘しただけでは「隋魏彦深鷹賦」の重要性を理解し難い。そこで「隋魏彦深鷹賦」に次いでまとまった形で類書に引用されている「晋孫楚鷹賦」と「晋

傳玄鷹賦」を提示する。

(二)「晋孫楚鷹賦」(部分か) (『芸文類聚』卷九十一、鳥部中、鷹)
 有金剛之俊鳥、生井陘之巖阻。超萬仞之崇巔、蔭青松以靜處。體勁悍之自然、振肅肅之輕羽。擒狡兔於平原、截鶴鴈於河渚。且其為相也。疏尾闊臆、高髻禿顙。深目蛾眉、狀似愁胡。曲背短頸、足若雙枯。磨則心機、招則易呼。背碣石以西遊、經馬嶺而南徂。于時商秋既邁、歲在玄冥。風霜激厲、羽毛振驚。爾乃策良驥、服羔裘。鞞青皎、戲田疇。縈深谷、繞山丘。定心意、審精眸。猷馳厥足、鳥矯其翼。下赴幽谿、上翔辰極。隨指授以騰踊、因升降以畢力。紛連薄以攫竄、遂陷首以摧臆。

(三)「晋傳玄鷹賦」(部分か) (『芸文類聚』卷九十一、鳥部中、鷹)

左看若側、右視如傾。勁翻二六、機連體輕。勾爪懸芒、足如枯荊。鶻利吳戟、目穎星明。雄姿邈世、逸氣橫生。

『芸文類聚』における「晋孫楚鷹賦」の引用は序十形相十調養で構成され、療治を欠いている。「晋傳玄鷹賦」の引用は形相のみである。

それに対して、『初学記』所載の「隋魏彦深鷹賦」は序十形相十調養十療治で構成されている。「隋魏彦深鷹賦」は『新修鷹経』と同じ構成であり、恐らくほぼ賦全体が『初学記』に引用されていると思われる。三編の「鷹賦」のうち、賦全体が収載されており、賦全体の構成をうかがえるものは「隋魏彦深鷹賦」の一編である。

少なくとも『初学記』や『芸文類聚』に収められている「鷹賦」三編の構成を見る限り、「隋魏彦深鷹賦」の構成だけは『新修鷹経』の構成と共通する。単に同じであるということにとどまるのではない。「隋魏彦深鷹賦」と『新修鷹経』という両者の構成の同一は『新修鷹経』編纂の問題に関連する。『新修鷹経』編纂者は「鷹賦」の中でも特に「隋魏彦深鷹賦」の構成を参照して、『新修鷹経』の構成を組み立てたと考えられる。

先に考察した『後魏書』をめぐる「魏収」と「魏彦深」の事情を念頭に置いた上で、「隋魏彦深鷹賦」の構成と『新修鷹経』の構成との相似を重

視すると、次のように理解することができるだろう。『新修鷹経』編纂者は『初学記』所載の「隋魏彦深鷹賦」の作者「魏彦深」を「魏収」と同一人物と誤解したまま、「隋魏彦深鷹賦」を鷹に関する「経」、すなわち「鷹経」の先例として位置づけた。これは言わば、「魏収之経」が旧修の「鷹経」であり、それを元に新たに撰修したものが『新修鷹経』であるという理解である。このように考えると、「鷹賦」を「経」と記していることは対句表現以上に重要であり、その点に『新修鷹経』の構成上の積極的な意義を認めることができる。

伴信友が『新修鷹経』の序から想定していた「漢国の鷹経ども」は『新修鷹経』において非常に影が薄い。『新修鷹経』編纂者は「漢国の鷹経ども」を参照していたと思われるが、『新修鷹経』の内容からその書名や存在を明瞭にうかがうことはできない。伴信友や和田英松をはじめとする研究では、『新修鷹経』の「新修」という部分や、『新修鷹経』の序の内容から、おのずと複数の先行の「鷹経」を想定していたと考えてよい。否、正確に言うると、「鷹経」という名称で思い浮かべるものは『新修鷹経』だけであり、それ以外の形態の「鷹経」を思い浮かべることができなかった。「鷹経」と呼んで『新修鷹経』の体裁をイメージしてきたため、何ら他の可能性を引き出すに至らなかったのである。本稿では『新修鷹経』の構成を「鷹賦」の構成と比較検討した結果、『新修鷹経』編纂者が「漢国の鷹経ども」の『新修鷹経』型イメージに代わる構成の正本と位置づけたのは、『初学記』所載の「隋魏彦深鷹賦」であったと考える。

最後に本稿で論じたことを整理してまとめる。
 群書本『新修鷹経』の構成を「隋魏彦深鷹賦」の内容と比較すると、『新修鷹経』は中国の「鷹賦」を参照して構成を組み立てたものであることが分かる。『新修鷹経』の編纂で用いられた「鷹賦」とは、具体的には「孫楚之賦」、「魏収之経」、「傳玄」の「鷹賦」の三編であった。晋の孫楚と傳玄は著名な文人であり、二人の「鷹賦」が『芸文類聚』に引用されている。『新修鷹経』編纂者はそのことを認識していたようであるが、「魏収

之経」の場合は中国の史書の志などにも見出すことができない。

そこで、『新修鷹経』所引「魏収之経」の「察之為易、調之実難」が『初学記』所引「隋魏彦深鷹賦」の「察之為易、調之実難」と同じであることから、「魏収之経」と「隋魏彦深鷹賦」の前提となるものが同じであることを明らかにした。

にもかかわらず、名称が異なる理由は、『新修鷹経』編纂者は『後魏書』の編纂をめぐる魏彦深（魏澹）と魏収のエピソードを知らず、鷹賦作者「隋魏彦深」が北斉の魏収と同一人物であると誤解したのであり、北斉↓後周↓隋へと推移する北朝の中間にあたる後周に二人の間をつなぐ「後周魏収」を想定したためであった。

また、『新修鷹経』編纂者が「魏収之経」作者を誤解していたと考えた上で、改めて「魏収之経」という語句について考えると、「魏収之経」の意義が別のところにもあると気づく。特に「魏収之経」は「孫楚之賦」との対句的な表現で紹介されている。「魏収之経」の「経」は「賦」と対になる「経」の意味合いで用いられていると考えられるが、単に修飾的な表現の綾と片付けられない。

形相、調養、療治という内容や「察之為易、調之実難」の引用を手がかりに「魏収之経」が「隋魏彦深鷹賦」と同一内容を示すと推定すると、その文章形式は当然ながら「賦」の形式でなければならない。しかし、群書本『新修鷹経』では「魏収之経」を『初学記』所載の「隋魏彦深鷹賦」と同様な「鷹賦」と記載せず、あくまで「経」と記載しているわけである。その理由は「魏収之経」が『新修鷹経』編纂者の目指す「鷹経」としての内実を伴っていたからであろう。

「鷹経」としての内実とは「隋魏彦深鷹賦」に潜む序＋形相＋調養＋療治の構成である。「隋魏彦深鷹賦」は小見出しをつけていないが、その内容を仔細に読むと、序＋形相＋調養＋療治の内容と順序で組み立てられている。「隋魏彦深鷹賦」の構成は基本的に『新修鷹経』の構成と同じである。「新修鷹経」編纂者は構成の手法として「隋魏彦深鷹賦」を重視し、

いわば旧修の「鷹経」という特別な位置を与えていた。それゆえに「経」すなわち「魏収之経」と称したのである。

おわりに

『新修鷹経』は日本で編纂された可能性が高く、編纂者が誰かは未詳であるが、中国の「鷹賦」を参照して構成し、和漢にわたるある種普遍的な養鷹のエッセンスを簡潔にまとめたものであろう。本稿の内容を踏まえ、今後の課題を書いておきたい。

『嵯峨野物語』などの中世の鷹書によれば、『新修鷹経』は嵯峨天皇の時代に嵯峨天皇が主鷹司か「鷹所」などの公的な養鷹組織に下賜した書物であり、また別当親王、大臣以下の連署をもって「天下」、「海内」に施行した点や、下賜先が主鷹司でなく「鷹所」であり、「天下」、「海内」に施行したという点などに独自の巻末連署解釈を認めることができる。「弘仁二年」という下賜年号を見る限り、群書本『新修鷹経』の底本およびその校合に用いられた写本とは異なる系統の写本に基づいていたのかもしれない。写本間に見られる巻末連署の記載上の差異はどうあれ、日本の古代・中世・近世・近現代に連綿と伝えられてきた伝承は、群書本『新修鷹経』と同様の巻末連署から読み取れた情報に基づいていたと考えてよいであろう。『新修鷹経』の写本の問題については、今後も巻末連署に留意して調査を進めていくことが必要となる。

巻末連署からは多くを読み取れないが、群書本『新修鷹経』の内容を読み込んでいくとまだ様々な特徴を抽出することができるだろう。群書本『新修鷹経』の構成は、序の鷹総論、形相の二極的判断基準、調養の取り扱い上の具体的な所作、療治の薬物・灸・針などの漢方治療的知識の受容という序および三巻からなる。『新修鷹経』の内容については、その微細なニュアンスを分析するまでには至っていない。『新修鷹経』の内容を讀

み込んで、その構造を再検討するという研究はまだ緒にいたばかりである。本稿の課題を大きく超える問題であり、別の機会に譲って本稿を閉じた。

【注】

- (1) 拙著『日本古代養鷹の研究』（思文閣出版、二〇〇四年）。
- (2) 「新修鷹経」（『群書類従』第十九輯、鷹部、続群書類従完成会、一九七七年、訂正三版）。
- (3) 黒川道祐「遠碧軒記下之二、典籍」（日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期一〇、吉川弘文館、一九七五年）。
- (4) 伴信友「新修鷹経」（林陸朗編集・校訂『比古婆衣』上、現代思潮社、一九八二年）。
- (5) 和田英松「新修鷹経」（同『御撰解題』列聖全集編纂会、一九一七年）。和田英松がこの論考で引用している「嵯峨物語」にはやや疑問がある。「嵯峨物語」の「弘仁九年」は、「嵯峨物語」と同じ内容と思われる群書類従鷹部所収の「嵯峨野物語」では「弘仁二年」と記されている。年代の記載の相違がなぜ起こるのか、今後も探っていく必要がある。
- (6) 福井久蔵「新校群書類従第十五巻解題 鷹部」（名著普及会研究開発部編『新校群書類従解題集』名著普及会、一九八三年）。
- (7) 岩橋小弥太「鷹部」（『群書解題』第十五巻、続群書類従完成会、一九六二年）。
- (8) 『日本国見在書目録』は略抄本とされる室生寺本とその系統の写本の影印が刊行されている。『宮内庁書陵部所蔵室生寺本 日本国見在書目録』（名著刊行会、一九九六年）は大正十四年に刊行された室生寺本の影印の復刻版である。巻末に山田孝雄「帝室博物館御蔵日本国見在書目録解説」を付す。また、「日本国見在書目録」（長沢規矩也・阿部隆一編『日本書目大成』第一巻、汲古書院、一九七九年）に別本の影印を収める。長沢規矩也・阿部隆一「解題」によれば、この影印の原拠本は竹添井々旧蔵であり、明治年間の写本である。また、室生寺本の翻刻は小長谷

惠吉『日本国見在書目録解説稿 附同書目録、同書索引』（小宮山書店、一九五六年）において試みられ、書誌学的な考証を詳細に展開している。

(9) 唐欧陽詢撰『芸文類聚』（中華書局、一九七三年）。

(10) 唐徐堅等撰『初学記』（中華書局、一九六二年）。

(11) 小長谷惠吉『日本国見在書目録解説稿 附同書目録、同書索引』（小宮山書店、一九五六年）。

(12) 唐魏徵等撰『隋書』（中華書局、一九七三年）。

（受理日：二〇〇五年三月一六日）